○防衛省告示第百九十六号

海上における空対空射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　響灘沖海面の次の(ア)から(カ)までの六点を順次結んだ線及び(ア)の点と(カ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯三五度〇〇分一一秒　東経一三〇度〇一分五二秒

(イ)　北緯三四度四六分一一秒　東経一三〇度三一分五一秒

(ウ)　北緯三四度一七分一二秒　東経一三〇度一二分五二秒

(エ)　北緯三四度二五分一一秒　東経一二九度五五分五二秒

(オ)　北緯三四度三〇分一〇秒　東経一二九度五一分四六秒

(カ)　北緯三四度三五分四一秒　東経一二九度四五分五二秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十七号

海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一九〇〇まで。

区域　若狭湾北方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四、三八四メートルまでの間

(ア)　北緯三九度二七分一〇秒　東経一三六度〇九分四九秒

(イ)　北緯三七度一四分一一秒　東経一三六度〇九分四九秒

(ウ)　北緯三六度三三分一一秒　東経一三四度四四分五〇秒

(エ)　北緯一三三度二四分五〇秒　北緯三八度三三分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

(オ)　北緯三七度四〇分一〇秒　東経一三四度〇一分五〇秒

(カ)　北緯四〇度〇一分五〇秒　東経一三四度一〇分一四秒

(キ)　北緯四〇度〇九分五九秒　東経一三四度一〇分一四秒

(ク)　北緯四〇度一四分一〇秒　東経一三四度一〇分一四秒

(ケ)　北緯四〇度一九分一〇秒　東経一三四度一〇分一四秒

(コ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一三四度一〇分一四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十八号

海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一七〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　百里沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一二、一九二メートルまでの間

(ア)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度二〇分四八秒

(イ)　北緯三六度三八分三六秒　東経一四一度二〇分四八秒

(ウ)　北緯三六度四〇分四三秒　東経一四二度一〇分四六秒

(エ)　北緯三六度〇九分五九秒　東経一四一度五九分五二秒

(オ)　北緯三六度〇五分〇〇秒　東経一四一度四六分〇四秒

その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百九十九号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十六年十月二十四日

防衛大臣　江渡　聡徳

期間　平成二十六年十一月一日から同年十二月三十一日までの間、〇七〇〇から一八〇〇まで。ただし、日曜日及び祝日を除く。

区域　三沢沖海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度一〇、六六八メートルまでの間

(ア)　北緯四〇度五〇分〇〇秒　東経一四二度一〇分〇〇秒

(イ)　北緯四〇度五〇分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(ウ)　北緯四〇度四四分一〇秒　東経一四二度五九分四六秒

(エ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度三二分四七秒

(オ)　北緯四〇度二四分一〇秒　東経一四二度一三分四七秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○東北地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

東北地方整備局長　縄田　正

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

十三号及び四十六号　秋田市上北手古野字大繋沢五六番一五から同市上北手古野字大繋沢六一番七まで　東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月二十四日

○中部地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十月二十四日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

一号　袋井市久能字牟ノ前九六八番三から同市葵町三丁目一番四まで　中部地方整備局及び同局浜松河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十月二十五日

国会事項

衆議院

議案提出

十月二十二日議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（松野頼久外十名提出）

会議

十月二十三日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

質問主意書提出

十月二十二日議員から次の質問主意書が提出された。

北朝鮮の白頭山の噴火監視及び防災対策に関する質問主意書（浜田和幸提出）（第三六号）

「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する質問主意書（福島みずほ提出）（第三七号）

年金積立金管理運用独立行政法人における運用と災害リスクに関する質問主意書（櫻井充提出）（第三八号）